

平成24年（ワ）第31999号 損害賠償請求事件

原告 櫻井昌司

被告 国ほか1名

原告第30準備書面

平成30年5月2日

東京地方裁判所民事第24部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 谷 菽 陽 一

同 松 江 頼 篤

同 井 浦 謙 二

同 青 木 和 子

同 秋 山 環

同 飯 田 美 弥 子

同 上 野 格

同 佐 藤 米 生

同 高 橋 修 一

同 塚 越 豊

同 内 藤 眞 理 子

同 福 富 美 穂 子

同 藤 岡 拓 郎

同 三 浦 直 子

同 山 本 裕 夫

本準備書面は、弁論の更新にあたり、従前の原告の主張を要約し、裁判所が原告の主張を理解しやすくすることを目的としたものである。

第1 違法な捜査

原告及び杉山は、本件強盗殺人について全くの無実であり、有罪方向の証拠は、捜査官が違法な捜査活動によって、捏造、収集したものである。

1 別件逮捕・勾留を利用した本件強盗殺人の取調べ

警察官は、昭和42年10月5日、本件強盗殺人について原告の関与を疑わしめる証拠が何もなかったにもかかわらず、本件に関する原告のアリバイを調べる目的で別件窃盗事件の逮捕状を請求した。捜査機関がこのような目的を有していたことは、本件強盗殺人事件の実質的な捜査責任者であった渡辺忠治が確定2審で証言しているとおりである。

さらに、捜査機関は、別件窃盗容疑での勾留請求、勾留延長請求を行い、原告の身柄拘束を継続し、これを利用して本件強盗等殺人の取調べを行った。

これは、憲法33条及び刑事訴訟法199条に定める令状主義を潜脱する違法な身柄拘束であり、国賠法上も違法である（原告第23準備書面6頁～10頁）。

2 別件起訴後勾留を利用した本件強盗殺人の取調べ・拘置所から留置場への逆送

捜査機関は、原告を別件窃盗（逮捕容疑の窃盗とは別の事件）で起訴した後も、起訴後勾留を利用して、本件強盗殺人の取調べを行った。しかも、一旦は本件強盗殺人事件を自白した原告が否認に転じると、土浦拘置支所に移監になっていた原告を再度取手警察署留置場に移監までして取調べを行った。

別件起訴後の勾留を利用した本件の取調べは、取調受忍義務がないことを告知せず、事実上受任義務を課した取調べであったから、「任意の取調べ」ではなく、違法である。拘置所から留置場への移監は、原告を虚偽自白を誘発しやすい状況に置くものであり、違法である（原告第23準備書面12頁～13頁）。

3 違法な方法を用いた原告に対する取調べ

捜査機関は、以下のような違法な方法を駆使して取調べを行い、無実の原告から本件強盗殺人の虚偽自白を獲得した（原告第23準備書面14頁～23頁、28頁～42頁）。

- ①偽計を用いた取調べ
- ②利益誘導的取調べ
- ③脅迫・心理的圧迫、犯人であると決めつける取調べ
- ④暗示・誘導的な取調べ
- ⑤長時間長期間にわたる取調べ
- ⑥極刑になるとの脅しを用いた取調べ

原告や杉山の初期自白は具体性に欠ける空疎なものであったこと、その後の供述も罪体の重要部分について異常なほど変遷していること、目撃証人らの供述も変遷が著しいこと、原告、杉山及び目撃証人らの供述は連鎖的に変遷していることといった事実は、上記のような違法な取調べの存在、およびその程度が著しいことを示すものといえる（原告第2準備書面別表1、3、4、5）。

4 吉田検事の供述操作

(1) 有元検事による処分保留・釈放

捜査機関は上述したような違法な捜査により原告の虚偽自白を獲得したが、以下のような事情から、有元検事は本件について嫌疑不十分と判断し、11月13日、原告及び杉山を処分保留とし、書類上釈放とした。

- ①物的証拠は皆無であり、被害品すら特定できていない。
- ②直接の犯行を目撃した者がいない。
- ③本件犯行に近接した時間帯・場所で原告らを目撃したとする者の供述は内容があいまいである。
- ④原告らの自白は変遷が著しく、共犯者相互間の不一致や客観的状況と矛盾する点も多い。
- ⑤11月13日までに、原告及び杉山は本件を否認し、具体的なアリバイを

供述していた。

処分保留は、有元検事単独の判断ではなく、上司の決裁を経た検察庁の組織的判断であり、検察官の個人差による判断の幅を考慮してもなお、この時点では原告らを有罪と認めるに足りる証拠はなく、嫌疑不十分であったことは明らかである。

(2) 処分保留後の捜査により収集された客観的証拠は本件嫌疑を否定する方向のもの

有元検事により、本件強盗殺人について処分保留、釈放とされてからも、捜査機関による本件に関する捜査は継続した。しかし、この間原告らは否認を続け、さらにこれらの捜査により収集された証拠は、以下のとおり、いずれも本件強盗殺人について原告らの嫌疑を否定する方向のものであった。

- ①昭和42年11月15日、原告らの自白に沿って盗品とされた財布を捜索するも、未発見（乙607）。
- ②同月16日、現場から発見された毛髪は原告及び杉山のものではないとする鑑定結果（乙496）。
- ③同月22日、原告が現場から逃走する際触れたとされる便所の棧について原告の指紋なしとする指紋対照結果（乙426）。
- ④同月30日、ガラス戸偽装工作の自白は現場の客観的状況と齟齬することが明らかな捜査報告書（乙423）。
- ⑤同年12月1日、自白の殺害方法とは異なり、頸部に「絞頸を思考させる創傷」との記載のある秦医師の鑑定書（乙236）。
- ⑥同月14日、事件後のバー「ジュン」の来店時間について、原告の自白と矛盾する捜査報告書（乙261）。

(3) 処分保留後に聴取された目撃供述も当初は本件嫌疑を否定する方向のもの

同月18日、栄橋で原告を目撃したことにつき、本件が発生した8月28日とは断定できないとするIの検面調書（乙530）。

(4) 吉田検事の供述操作

吉田検事は、上記(1)～(3)のような問題点を認識していながら、原告、杉山を再自白させるとともに、原告らと目撃者らの供述を操作することで、これらの問題点を隠蔽し、なんとか原告を起訴して有罪判決を得ようとしようとした(原告第2準備書面182頁～184頁、原告第13準備書面3頁～17頁)。

以下、何点か例を挙げる。

ア 目撃供述

吉田検事は、上記4(3)のとおり栄橋で原告を目撃したのは8月28日とは断定できないとするIを強引に誘導し、8月28日の出来事であると供述を変えさせた(乙275・12・17検面)。

イ 原告及び杉山の自白

① 格闘・殺害行為

原告の10・24員面(乙334)では、「パンツを回したが回らないので、首のところに当てたまま」首を絞めたとなっていたが、吉田検事は、上記4(2)⑤等を受け、パンツは「使ったのがはっきりしない」と供述を曖昧にすることで、矛盾が露呈するのを避けようとはかった(乙308・12・19検面)。

② 物色・強取行為

原告は、当初、白い財布を杉山が盗ったと供述し、次いで、実際には自分が盗ったと供述を変更していたが、吉田検事は、上記4(2)①のとおり捜索をしても盗品が見つからないとわかるや、白い財布は実は盗っていないと原告の供述を変えさせた(乙308・12・19検面)。

② 偽装工作

ガラス戸を外したときの位置関係に関する原告及び杉山の供述(乙340・原告10・29員面、乙357・杉山10・29員面)が上記4

(2) ④と矛盾することが判明すると、吉田検事は、原告及び杉山の供述を連鎖的に変遷させ、矛盾の解消を図った(乙312・原告12・22検面、乙324・杉山12・23検面)。

ウ アリバイ

原告は、当初から8月28日は光明荘に泊まったのかもしれないとアリバイを主張していたが、捜査官は裏付け捜査をすることなくこれを否定した。

その後、8月28日の宿泊先は光明荘であり、バー「ジュン」に行ったことが事実だとわかると、捜査官は、来店時間を実際よりもかなり遅い11時30分と供述させることで、アリバイが成立しないようにした。

しかし、上記4(2)⑥のとおり、この供述内容ではなおアリバイが成立する可能性があることが判明すると、吉田検事は、「兄貴のバーへ行って飲んだのは別の日」と供述を変えさせ、アリバイが成立しないようにした(乙310・12・21検面)。

以上は、吉田検事が行った供述操作の一例であり、詳しくは原告第2準備書面別表1、3、4、5にまとめられている。

吉田検事は、有元検事が処分保留・釈放とした当時の証拠状況、その後に収集された証拠状況を正確に評価し、疑問を解明すべき立場にあった。それにもかかわらず、吉田検事が、警察での取調べを上回る強引な取調べにより、原告ら被疑者や目撃者らの供述を誘導して歪め、もって有罪の証拠として作り上げていったことには高度の違法性が認められ、国賠法上違法である。

5 不十分なアリバイ捜査

原告及び杉山は、警察官や検察官に対し、具体的なアリバイを供述していた。被疑者がアリバイを主張した場合、その裏付け捜査を行うことは、警察官、検察官の職務義務である。本件では、客観的・合理的嫌疑がなかったのであるから、捜査機関は、より一層アリバイの裏付け捜査を行う必要があった。

しかし、警察官や検察官は、原告及び杉山を犯人視し、同人らのアリバイ主張に対して通常行うべき裏付け捜査を怠り、更には、アリバイ主張をつぶすために、原告、杉山、F、SAに対して、暗示、誘導、威圧等によって虚偽の供述をさせた。

このような警察官、検察官の捜査活動は、被疑者の供述について、「被疑者に有利な供述であると不利な供述であるとを問わず、直ちにその真実性を明らかにするための捜査を行い、物的証拠、情況証拠、その他必要な証拠資料を収集するようにしなければならない」とする犯罪捜査規範170条（現173条。なお、同条の趣旨は検察官にもあてはまる。）に違反し、国賠法上違法である（原告第23準備書面42頁～50頁）。

第2 違法な起訴

1 一般的な判断基準

公訴提起が合法であるためには、公訴提起時に検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑が必要である。

しかし、本件において吉田検事はそのような嫌疑がないにもかかわらず起訴をしたものである（起訴の違法について詳細は原告第2準備書面185頁～219頁）。

2 起訴時に吉田検事のもとにあった証拠はどのようなものであったか

(1) 処分保留までに収集された証拠

本書第1、4、(1)で触れたように、有元検事は、昭和42年11月13日に、嫌疑不十分であるとして原告・杉山ともに処分保留・書類上釈放とした。この点は本件において起訴の違法性を基礎付ける重要な特徴である。

その日までに捜査機関に収集されていた証拠は、原告第19準備書面・表1-1、1-2のとおりである。有元検事は、上司の決裁を得て、嫌疑不十分により処分保留としたものである。したがって、検察官の個人差による判断の幅を考慮してもなお、この時点では原告らを有罪と認めるに足りる証拠はなく、

嫌疑不十分であったことは明らかである。

(2) 処分保留後に捜査機関により収集された証拠

処分保留後も、捜査機関による捜査は継続した。これらの捜査により収集された証拠は、原告第19準備書面表2-1、2-2のとおりであるが、本書第1、4、(2)～(3)で触れたように、いずれも本件強盗殺人について原告らの嫌疑を否定する方向のものであった（「無罪方向の証拠」について原告第2準備書面186頁～188頁、原告第5準備書面56頁～71頁）。

(3) 吉田検事自ら操作した供述証拠

本書第1、4、(4)で述べたとおり、吉田検事は、原告、杉山及び目撃者らの供述を操作して矛盾の解消をはかろうとした。

3 吉田検事による本件起訴に合理的根拠はない

(1) 処分保留時に比べて嫌疑は深まっていない

一旦は検察庁の組織的判断として嫌疑不十分とされている以上、その後の捜査で嫌疑を深める証拠が得られない限り、合理的な判断過程により有罪と認められるだけの嫌疑が深まったとはいえないはずである。

ところが、処分保留後の捜査によって得られた証拠は、むしろ嫌疑を否定するものであった。

また、吉田検事が供述を操作した証拠は、その内容だけをみれば有罪方向のものであったとしても、そうした供述者の初期供述と総合勘案してみれば、むしろ不自然な変遷をしているものであり、信用性は認められないものである。

したがって、処分保留時に比べて嫌疑は深まっていない。にもかかわらず起訴をした吉田検事の判断は到底合理的なものとはいえない。

(2) 被告国の主張は誤りである

被告国は、吉田検事が自ら捜査した結果原告らの有罪を基礎付ける証拠資料が得られたと判断したのであり、処分保留時とは証拠関係が大きく異なっていたから、吉田検事の本件起訴に合理性があると主張する（被告国第3準備書面

11頁等)。

しかし、Iら5名の目撃証言も、初期供述を含めて検討すれば信用性が認められるものではない。このことは第2次再審における地裁の再審開始決定、高裁の抗告審決定、再審無罪判決を通して明らかにされている (原告第20準備書面12頁～13頁)。

また、原告らの自白にしても、吉田検事は10.17原告録音テープや文書提出命令が確定した10月30日前後の杉山テープも判断資料とできたのであるから、これらを合わせて検討すれば、原告らの自白に任意性、信用性のないことは容易に判断できた (原告第20準備書面14頁～15頁)。

(3) アリバイ捜査の不十分

検察官は、公訴提起にあたり、原告のアリバイについても、通常要求される程度の捜査を尽くせば、そもそも原告が犯行現場に行っていないことを裏付ける証拠資料を収集し得た。吉田検事はそうした捜査を怠ったまま起訴したものであるから、吉田検事の起訴には合理性がない (原告第2準備書面210頁～219頁、原告第5準備書面24～56頁)

(4) 吉田検事の責任は重い

以上のとおり、起訴時に吉田検事の手もとにあった証拠は、客観的にみても、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を裏付けるに足りるものではなかった。

しかも、吉田検事は有罪判決を得るために障害となりうる証拠の矛盾点を解消すべく、自ら供述の操作まで実行して起訴に持ち込んだものである。のみならず、吉田検事は、その時点で最も重要な目撃証人となりえたIについて、単に石段での目撃を8月28日と供述を変更させるにとどまらず、一貫して8月28日と述べていた旨、故意に虚偽の供述を録取して公判に備えていたことが明らかになっており、その責任は重い。

第3 違法な公判活動

検察官は、違法な公訴提起を行った上に、公判活動においても違法行為を積み重ねた。公判手続中において検察官が無罪方向の証拠を開示せず、のみならず警察官に偽証をさせ、自ら虚偽答弁をしてまでも証拠を隠し通したことが確定審の判断を誤らせた最大の原因であると言っても過言ではない。

1 偽証

(1) 原告10. 17録音テープ

早瀬、深沢は、公判廷において、原告の取調べを録音したテープは11. 2テープ1本のみと繰り返し証言した。しかし、再審請求審において検察官より原告の10. 17テープが提出され、前記証言が偽証であったことが明らかになった。被告国、被告茨城県は、前記証言は単なる「失念」と強弁するが、失念などあり得ないこと、また、検察官も「偽証」を承知していたこと、そして、なにより、10. 17テープが確定審当時に開示されていれば、11. 2テープを一つの根拠として自白の任意性を認めていた裁判所の判断が大きく異なっていたことは明らかである（原告第21準備書面6頁～9頁、原告第26準備書面図表2）。

(2) 杉山10. 30録音テープ

森井は、公判廷において、杉山の取調べを録音したテープは11. 3テープ1本のみと証言した。被告国、被告茨城県は、そもそも11. 3テープ以外のテープの存在を否認するが、森井自身が作成した11. 2員面に「この前録音テープを使って調べられたときにも…」との記載があるのであって、11. 3以前のテープが存在すること、森井が偽証をしていること、11. 2員面を確認している検察官も「偽証」を承知していたことは明らかである。この点、本件の文書提出命令においても、11. 3以前のテープの存在を前提とした提出命令が発令されているところである（文書提出命令によっても未だ提出されていないことの効果等については、原告第27準備書面）。そして、このテープが提出されていれば確定審の判断が異なった可能性が大きいことは、原告のテ

ープと同様である（原告第21準備書面9頁～11頁、原告第26準備書面図表2）。

2 虚偽答弁

確定1審において、検察官は、目撃証人について、供述調書を開示することなく、いきなり証人尋問を請求した。この手法からは、目撃証人の初期供述を含む供述調書を裁判所の目に触れさせたくないという検察官の意図が透けて見えるが、確定2審において、目撃証人らにかかる供述調書の開示請求を受けた検察官は、あろうことか「虚偽の答弁」をして開示を拒否し、裁判所の証拠開示命令発令を免れた。

(1) W捜査報告書

目撃証言の中にあつて、公判開始後、最も重視され、確定審の有罪判決を支える大きな柱となったのが被害者宅前路上で原告らを見たとするW証言である。弁護人からのWに関する供述調書や捜査記録の証拠開示要請に対し、検察官は「同人の証言、開示済み検調、員調などと同旨であるから開示の必要性なし」と答弁して開示を拒否した。しかし、再審請求審において開示されたWの捜査報告書3通から、「いずれも～同旨」とした検察官の答弁が虚偽であったことが明らかになった。これら捜査報告書が開示されていれば、Wの目撃証言全体の信用性が否定されていたことは明らかであり、検察官の虚偽答弁が裁判所の判断を誤らせたものと言える（原告第21準備書面13頁～15頁、原告第26準備書面図表5）。

(2) I初期供述

検察官は、目撃証人Iが原告を栄橋石段で目撃した日にちを8月28日と断定したと読める検面を刑訴法321条1項2号書面として提出し、弁護人から、Iの未提出、未開示の供述証拠等の開示を要請されると、開示済みのものと「同旨」のためとの理由で開示を拒否した。しかし、再審請求審において開示されたIの初期供述（員面、検面）や捜査報告書により、Iが当初は目撃日につき

「断定できない」と供述していたことが明らかになったのである。したがって開示済みのものと「同旨」とした検察官の答弁は明らかに「虚偽」である。そして、2号書面として提出された検面に依拠してIの目撃日を8月28日と認定していた確定審判決は、初期供述や捜査報告書が開示されていれば、異なった認定をしていたと考えられる（原告第21準備書面16頁～18頁、原告第26準備書面図表4）。

(3) K初期供述

検察官は、目撃者Kが原告らの目撃日を8月28日と断定している検面を2号書面として提出し、弁護人から、Kの未提出、未開時の供述証拠等の開示を要請されると、開示済みのものと「同旨」のためとの理由で開示を拒否した。しかし、再審請求審において開示されたKの初期供述（員面）により、Kが当初は杉山と会ったのは9月初旬と述べており、栄橋の一件には、吉田検事の12.27検察官調書に至るまで言及すらしていなかったことが明らかになったのである。したがって開示済みのものと「同旨」とした検察官の答弁は「虚偽」である。そして、2号書面として提出された検面に依拠してKの目撃日を8月28日と認定していた確定審判決も、前記員面が開示されていれば、異なった認定をしていたと考えられる（原告第21準備書面18頁～19頁、原告第26準備書面図表4）。

(4) OT初期供述

公判廷に提出されたOTの11.8検面では、OTは原告らによく似た特徴の2人組を目撃したとされていた。公判廷において弁護人からOTに関する証拠の開示要請を受けた検察官は、これも開示済みのものと「同旨」のためとの理由で開示を拒否したが、再審請求審において開示された調書、捜査報告書では、事件発覚直後、OTは目撃した2人連れについて原告らとは異なる特徴を挙げていたことが判明した。したがって検察官の答弁は「虚偽」であるし、有罪を支える重要な証拠とされたOTの目撃証言の信用性に影響を与える初期供述等

の証拠が開示されていれば、裁判所は異なった認定をしていたと考えられる
(原告第21準備書面19頁～21頁、原告第26準備書面図表5)。

(5) OM その他の目撃証言

弁護人から「その余の目撃参考人に対する供述調書、捜査報告書」の開示要請を受けた検察官は、「証人として原審・当審で取調べられたことがなく」「本件と関連性、必要性も薄く、証拠価値も低い」として開示を拒否した。しかし、W証人よりよい識別条件のもと、被害者宅前で不審者を目撃した、そしてそれは杉山ではなかったという OM 供述の存在が後に明らかになっており、これが本件と関連性、必要性が薄いなどということがあり得ないことは明らかである。したがって、検察官の前記答弁は「虚偽」である。そして、OM の初期供述が開示されなかったことが、原審の裁判所の判断を誤らせた要因の一つであることも明らかである (原告第21準備書面21頁～22頁)。

3 証拠のすり替え

検察官は、弁護人からポリグラフ関連証拠の開示請求をされたのに対し、当初は「必要性なし」として開示を拒否していたが、その後、ポリグラフ検査実施から4年も経過した後に作成された鑑定書を提出した。同鑑定書は原告の犯人性につき「黒に近い灰色」を印象づける内容であった。しかし、再審請求審段階において学者によって検証された結果(越智意見書)によれば、ポリグラフ検査結果は、早瀬の偽計を裏付け、自白の任意性判断に影響を及ぼす重要な証拠であったと言え、検察官は、これを隠蔽するためにポリグラフ検査簿、記録紙、捜査報告書などの原紙ではなく、これらとすり替えるように、紛い物とでも言うべき鑑定書を提出したものと考えられる (原告第21準備書面22頁～24頁)

4 検察官手持ち証拠の提出・開示義務

検察官は公益の代表者である。検察官が公益の代表者として負うべき法廷における真実義務を怠り、公訴事実と矛盾する証拠を持ちながらこれを法廷に提出せず、そのことによって裁判所の誤った判断を導いたとすれば、検察官には公訴遂

行上の義務違反があったというべきであって、国賠法上の違法があったと認められるべきである。本件においては、検察官は、公訴事実と矛盾する証拠を持ちながらこれを法廷に提出しなかったどころか、捜査官に「偽証」をさせ、自ら「虚偽答弁」を行ってまで、それらの証拠を裁判所の目に触れさせないようにしたということであって、違法行為の態様も非常に悪質であると言わざるを得ない（原告第21準備書面3頁～6頁、原告第25準備書面）。

第4 別紙図について

以上の主張の総体としての理解に資するため、別紙図1及び2を提出し、これにより被告らの違法行為を概観することとする。

1 「被告らの44年にわたる不法行為」（別紙図1）について

(1) 別紙図1「被告らの44年にわたる不法行為」は、捜査、公訴提起、公判及び再審請求を経て再審無罪判決に至る経過を横軸に、上段から順に、「それぞれの手続が原告及び杉山に強いた法的地位」「身体拘束の状況」及び「取調べの状況の概略」を表記したうえで、

①違法な捜査によって供述証拠が歪められ、有罪の証拠として作り上げられていったこと、

②その都合良く作り上げられた供述証拠を基礎に、違法な公訴提起がなされたこと、

③そして公判においても、無罪方向の証拠を隠蔽し、都合良く作り上げられた供述証拠だけを有罪の証拠として提出し、原告らを有罪判決に追い込んでいったこと、

④そしてこれらの違法行為の積み重ねの結果として、原告らに44年にわたり被疑者・被告人そして無期懲役囚の立場を強い続けたことを図示するものである。

(2) このうち、捜査、公訴提起及び公判活動を通じて吉田検事の果たした役割

は特段に重要である。この点はさらに別紙図2に関連して述べる。

さらに、別紙図1の「再審を争う」の箇所を示したとおり、再審における証拠開示によって再審開始決定を経て再審無罪判決に至ったことを見れば、被告らが別紙図1下段のように、捜査段階で数多く収集された無罪方向の証拠を公判に提出せず眠らせてしまい、公判で原告らや弁護人の開示要求にも偽証や虚偽答弁によりことさら開示を拒み、裁判による真実究明を妨げたことの責任は重い。まして、確定審の上告審決定が、目撃証言に有罪認定のうえで重要な役割を与え、録音テープを自白の任意性の根拠としたことを思えば、被告らの責任はより一層重大というべきである。

2 「吉田検事の果たした役割」(別紙図2)について

(1) 別紙図2「吉田検事の果たした役割」は、上記の経過の中で吉田検事が果たした役割に焦点を当てるもので、「警察段階の証拠状況」「処分保留後の証拠状況」(図中央の水色部分)、「有元検事から吉田検事に交替する段階での問題点」「吉田検事の下での供述証拠の操作の状況」(図右寄りの黄色部分)、そして「公判初期における吉田検事の活動」を横軸に、捜査と公判を通じて問題とされた、物的証拠の不存在、犯行に至る経緯、犯行状況及び犯行後の行為(アリバイを含む)に関する供述証拠の信用性等の各論点について、証拠の状況とその推移を図示し、下段においてそれぞれの段階の特徴を示したものである。

(2) このように警察段階の証拠状況から原告らの起訴が出来ない状況にあったうえ、処分保留後も原告らの否認や多数の無罪方向の証拠の収集により起訴は一層困難になったにもかかわらず、吉田検事は、これらの証拠状況を見無視し、それどころか供述の改ざん、捏造とあって過言でないほど強引に供述証拠を操作して有罪の証拠を作り上げ、そしてこれらの作り上げた供述証拠を根拠に違法な公訴提起を行い、しかも公判の初期において証拠隠しの方針を確立したものであって(高裁段階での虚偽答弁もこの延長線上にあるという

べきである)、その責任は重大である。

- (3) さらに、警察の捜査段階の証拠状況について、再審の各裁判も多くの箇所
でたやすく信用できないとしており、また処分保留後、起訴は一層困難な証
拠状況があったにもかかわらず、吉田検事が供述証拠の矛盾を覆い隠し、さ
らにこれを操作したことについても、再審の各裁判は厳しい批判をしている
ところである。その指摘を図中に青字で表示したが、これらの指摘によれば、
本件起訴目前の証拠の全体を裁判所が点検できていれば、それらがおよそ、
公判を維持するに足りるものでなかったことが一目瞭然である。
- (4) 捜査、公訴提起及び公判を通じて、本件有罪判決の骨格を形成していった
吉田検事の責任は極めて重大である。

以上